

ジェネリック医薬品 使ってみませんか？

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分をもった「ジェネリック医薬品」は、国が定めた厳しい品質基準で承認されたもので、薬の種類にもよりますが、一般的には新薬よりも負担額が軽減される薬です。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師が患者様の体質・症状などから変更しないほうが良いと判断した場合や、薬局に在庫がない場合など、切り替えることができない場合があります。

札幌市国保における一人あたり医療費



ということは・・・

- ① **みなさんが医療機関に支払う自己負担額が増えている？**
家計に占める負担、増えていませんか？
- ② **保険者（札幌市国保）の負担額が増えている！**
自己負担額（3割・2割負担額）の残りの医療費は保険者が負担しており、みなさまの保険料などで賄っています。

ジェネリック医薬品のさらなる普及などにより、一人あたりの医療費が少なくなると、医療機関などでの自己負担額が軽減されるほか、医療保険財政の改善や医療保険制度の安定的な運営にもつながります。

変えることができるかを自分で確認できるの？

変更できるかできないかは、医師が個々の薬ごとに判断し、その結果が処方箋に記載されています。処方せんの変更可欄にチェック「✓」の印が記載されていないものは、医師が治療上の理由などにより変更できないと判断した薬ではありませんので、ジェネリック医薬品が存在している場合はジェネリック医薬品に変えることができます。なお、この場合でも**医師**とよくご相談ください。

試すことはできないの？

処方せんに記載された日数分の薬を分けて調剤してもらう「分割調剤」という方法があります。例えば、15日分の処方せんが出た際に、まずは7日分だけジェネリック医薬品の処方を受ける、いわゆる「おためし調剤」です。使ってみて違和感を覚えたときは、これまでの薬に戻すこともできますし、そのままジェネリック医薬品を使い続けることもできます。関心のある方は、薬局でご相談ください。

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医師の受給者番号		被保険者部・被保険者手帳の記号・番号	
氏名		保険者名	
生年月日	年 月 日	性別	男・女
区分	被保険者	被扶養者	
交付年月日	年 月	処方	
変更不可	ここに✓がなければ変更できます!!		
保険者署名	[「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。]		
備考			

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、服用する薬の名前や飲む量、回数などを記録するための手帳です。医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用を防ぐことができます。なお、お薬手帳が何冊もあると、飲んでいる薬のチェックが難しくなり、同じ薬を二重に処方してしまうなどの恐れもありますので、ぜひ1冊にまとめてご活用ください。

